

NEW

子育て支援

切れ目のない支援に
新メニューが追加!

START

1 子育て短期支援事業 ショートステイ&トワイライトステイ

保護者の病気や冠婚葬祭などで、一時的に子どもを家庭で養育できないときに、児童養護施設などでお預かりします。

対象者 市内在住で18歳未満の子どもがいる世帯

利用料 1日当たり

ショートステイ・・・1,000円～5,350円

トワイライトステイ・・・300円～1,350円

※住民税非課税世帯やひとり親世帯など、世帯区分によって異なります

利用期間

ショートステイ・・・連続7日間まで(原則)

トワイライトステイ・・・平日 17:00～22:00まで

休日 8:30～17:00まで

利用方法 要事前相談

申し込み・問い合わせ先

こども家庭課 28-6027



詳しくは
▲ひびくは

3 子育て世帯訪問支援事業

家事や育児をサポートする訪問支援員を派遣します。

対象者 市内在住で妊婦または18歳未満の子どもがいる世帯で、次のいずれかに該当

- ・病気などで家事や育児が困難
- ・親族などから援助が受けられない

利用料 1時間当たり250円

※1日最大2時間

※生活保護世帯は無料

利用方法 要事前相談

申し込み・問い合わせ先

こども家庭課 28-6027



詳しくは
▲ひびくは

5 低所得妊婦の 初回産科受診支援事業

医療機関で妊娠判定を受けるときの初回の診察や検査費用を補助します。

対象者 次の全てに該当する方

- ・市内在住で、市販の妊娠検査薬で陽性反応を確認
- ・住民税非課税世帯または同等の所得水準

補助額 最大10,000円

※健康保険の適用を受けた場合は対象外です

申請方法 要事前相談

申請・問い合わせ先

保健推進課 28-6054



詳しくは
▲ひびくは

2 妊活支援助成事業 (妊娠前検査・一般不妊治療)

不妊検査や人工授精などの一般不妊治療の費用を補助します。

※令和7年4月1日以降に受けた検査や治療が対象です

対象者 次の全てに該当する方

- ・原則夫婦で医療機関を受診
- ・検査または治療開始日時点で妻の年齢が43歳未満
- ・申請日時点で1年以上継続して市内に住所がある
- ・これまでに一般不妊治療を受けたことがない など

補助額 最大50,000円

※夫婦1組につき1回まで

申請方法

保健センターまたはホームページにある申請書に必要書類を添えて提出してください。

申請・問い合わせ先

保健推進課 28-6054



詳しくは
▲ひびくは

4 拡大新生児スクリーニング 検査費用助成事業

ファブリー病やボンベ病など、先天性の病気を検査する費用を補助します。

対象者 次の全てに該当する方

- ・令和7年4月1日以降に生まれた子どもの保護者
- ・検査日時点で市内に住所がある

補助額 最大12,000円

申請方法

検査を受ける医療機関によって異なります。

詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先

保健推進課 28-6054



詳しくは
▲ひびくは

6 妊産婦・乳幼児健診 タクシークーポン事業

妊産婦健診や乳幼児健診を受けるときの交通費を補助します。

対象者 次のいずれかに該当

- ・令和7年4月1日以降に生まれた子どもの保護者
- ・令和7年4月1日以降に母子健康手帳の交付を受けた方

補助額

妊産婦健診 200円券×150枚(30,000円分)

乳幼児健診 200円券×50枚(10,000円分)

申請方法

妊娠届や出生届提出時にご案内します。

申請・問い合わせ先

保健推進課 28-6054



詳しくは
▲ひびくは

子育てするなら
しこちゅ〜で

妊娠

出産

子育て

相談窓口

OPEN!

こども家庭センターでは、妊娠から子育て期までのさまざまな悩みや相談に応え、必要なサービスを提案します。

01

こんなお悩み ありませんか?

妊娠中の方や0歳から18歳未満の子どもを育てる方、また子ども本人からのお悩みにお応えします。

相談無料

- ・子どもの成長や発達が気になる
- ・子どもの情緒が不安定



- ・学校に行きたくない
- ・親が兄弟の世話をしない
- ・家族から暴力を振るわれている

- ・予期せぬ妊娠で、誰にも相談できない
- ・出産に必要な準備が分からない
- ・赤ちゃんが泣き止まない
- ・育児に疲れてイライラする

02

私たちがお応えします!

統括支援員を中心に各種の専門職や関係機関が連携して、適切な支援におつなぎします。

お気軽にご相談ください



統括支援員(保健師)
木元真由美



保育士

保健師

社会福祉士

看護師

家庭相談員

03

切れ目のない支援に おつなぎします!

地域ぐるみで切れ目のない支援を行います。

新メニュー
続々登場!



04

ご相談ください!

相談窓口は
こちら

こども家庭センター

こども家庭課 28-6027
(市役所2階 南側フロア)

保健推進課 28-6054
(保健センター1階)



詳しくは
▲ひびくは